



特定空家等に対する略式代執行の実施について

令和8年2月16日付けで公告を行った呉市阿賀南9丁目11426番地の特定空家等について、指定した措置期限までに所有者等が行うべき措置が実施されなかったため、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項の規定により、次のとおり略式代執行を実施します。

1 特定空家等の概要

- (1) 所在地 呉市阿賀南9丁目11426番地
- (2) 用途・構造 納屋（木造2階建て）、風呂・便所棟（木造平屋建て）

2 所有者等が行うべき措置の内容

建築物（納屋、風呂・便所棟）について、市道及び里道等に崩落しないよう安全措置を講じること。

3 代執行宣言

令和8年3月3日（火） ※天候その他による延期の場合有
午前9時より略式代執行宣言を行います。

4 位置図及び現況写真

